

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 8 章 損益計算書の様式

8-2 損益計算書の区分

8-2-2 病院の損益計算書の区分

病院の損益計算書では、一般企業と同じく損益計算書を 3 区分するという点は同じであるが、その名称は若干異なる。病院会計準則では、次のように定めている。

【病院会計準則】

第 4 章 損益計算書原則

第 31 損益計算書の区分

損益計算書には、医業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

収益および費用の項目は、まず取引の発生の頻度から大きく分けて 2 つに大別できる。病院の経営活動において、毎期、経常的かつ循環的に発生する項目を経常損益項目という。経常損益項目は、病院の主たる業務である数々の医業活動に結び付いて発生する収益および費用を含む医業損益項目と、医業損益項目以外で、毎期、経常的に発生する収益および費用である医業外収益・費用に大別される。

一方、毎期、経常的かつ循環的には発生しないが、病院の経営活動に影響を及ぼす収益および費用を含む項目を臨時損益項目という。医業損益、経常損益を経て、最終的に臨時損益項目を加味して純損益計算が行われる。

8-2-3 医業損益計算区分

医業損益計算の区分では、医業活動から生じる収益および費用を記載して、その差額として医業利益を計算する。病院会計準則では、次のように定めている。

【病院会計準則】

第 4 章 損益計算書原則

第 35 医業利益

医業損益計算は、一会計期間に属する入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益等の医業収益から、材料費、給与費、経費等の医業費用を控除して医業利益を表示する。

コロナ患者受入れ病床への補助

厚生労働省健康局結核感染症課の事務連絡によると、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援の実施 について」(令和 3 年 4 月 1 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡) について、**交付申請書の提出期限を令和 3 年 5 月 11 日まで延長**することになりました。

この補助は国の直接補助で、補助の申請は補助を受ける医療機関が直接厚生労働省に行うこととなります。

■申請について

- ・厚生労働省健康局結核感染症課まで申出
- ・メールアドレス：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※ 都道府県が令和 2 年 1 2 月 25 日以降に行った申出は効果を継続しますので、当該申出を行っている場合は、改めて申出を行う必要はありません。

(参考) 本事業の補助を受ける医療機関の要件として、病床使用率が 25% 以上であることが定められています。

■補助の対象となる医療機関

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について

(令和 3 年 4 月 1 日 厚生労働省健健 0 4 0 1 第 3 4 号) の別添の交付要綱 3 (1) に定める「新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床を割り当てられた医療機関」であることを要件としています。

具体的には、令和 2 年 1 2 月 25 日から令和 3 年 5 月 11 日までの間に厚生労働省に 2. の申出を行い認められた都道府県又は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県において、都道府県から、令和 2 年 1 2 月 25 日から令和 3 年 5 月 11 日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者等の即応病床を割り当てられた医療機関が補助の対象となります。

都道府県が、病床が逼迫する地域に限定して、厚生労働省に申出を行い認められた場合又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域が定められた場合は、当該地域又は区域において、都道府県から、同期間に、新型コロナウイルス感染症患者等の即応 病床を割り当てられた医療機関が補助の対象となります。

このほか、本事業の補助を受ける医療機関については、何点か要件を満たす必要がありますので注意してください。

詳細は以下の資料を参照

[000768191.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/000768191.pdf)

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)